

2025 年 10 月 17 日

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 末森課長殿

安全保障貿易審査課 安倍課長殿

写) 安全保障貿易管理課 椎名分析官殿

写) 安全保障貿易管理課 鈴木課長補佐殿、清水課長補佐殿

写) 安全保障貿易管理課 渡邊（悟）課長補佐殿、長谷川係長

写) 安全保障貿易審査課 安本上席審査官殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

素材専門委員会

委員長 宮寄 斉

核原料物質（貨物等省令第 1 条第一号）を含む貨物の該非判断に関する

Q & A への対象外規定の追記について（お願い）

表題の件につきまして、下記のとおり要望いたしますので、何卒ご検討いただきますようお願いいたします。

記

1. 目的

製造者および輸出者による誤った該非判断を防ぐこと。

2. 要望内容

貴省安全保障貿易管理ホームページ掲載の貨物関連（個別貨物）に関する Q & A 「2. 素材（化学品・金属・複合素材・高分子等）」の「A 7 : 回答」について、運用通達の対象外規定がある旨を追記いただきたい。

（1） 現行

▼Q 7 : 質問

マイナスイオン効果のある日用品の製造に使用するパウダーを輸出しようとしたところ、その中にトリウムが含まれていることが分かりました。分析したところ、非常に微量でしたが、輸出許可は必要ですか。

▲A 7 : 回答

ウラン、トリウム、プルトニウムやその化合物は、少量であっても輸出許可申請が必要になります。（貨物等省令第 1 条第 1 号参照）

(2) 追記案

以下の下線部を追記する。

▼Q7：質問

マイナスイオン効果のある日用品の製造に使用するパウダーを輸出しようとしたところ、その中にトリウムが含まれていることが分かりました。分析したところ、非常に微量でしたが、輸出許可は必要ですか。

▲A7：回答

当該製品においては、ウラン、トリウム、プルトニウムやその化合物は、少量であっても輸出許可申請が必要になります。（貨物等省令第1条第1号参照）

なお、「ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質」については、運用通達解釈「核原料物質」に対象外となる製品等が規定されていますので参照ください。

【ご参考】

貨物等省令第1条第一号

核燃料物質又は核原料物質であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ ウラン又はその化合物
- ロ トリウム又はその化合物
- ハ プルトニウム又はその化合物
- ニ イからハまでの貨物の1又は2以上を含むもの

運用通達における「輸出令別表第1中解釈を要する語」

核燃料物質	次のいずれかに該当するものをいう。 - イ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン（U）及びその化合物 - ロ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物 - ハ トリウム及びその化合物 - ニ 上記イからハまでの物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの - ホ ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物 - ヘ プルトニウム及びその化合物 - ト ウラン233及びその化合物 - チ 上記ホからトまでの物質の1又は2以上を含む物質
-------	---

	中性子束レベル決定のための放射線検出測定器に内蔵されたものを含む。	
核原料物質	ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であって、核燃料物質以外のものをいう。（ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）第2条第12項で定める国際規制物資以外のものに限る。）を対象外とする。）	
化合物	化合物のくずを含む。	

3. 追記案の説明及び要望の背景・理由等

核原料物質を含む貨物の該非判断に関するQ7 & A7では、「日用品の製造に使用するパウダー」という特定用途においては「ウラン、トリウム、プルトニウムやその化合物は、少量であっても輸出許可申請が必要」となると回答されているものと認識しております。

「核原料物質」を含む貨物を製造もしくは輸出しようとする事業者がこのQ&Aを参照した場合、用途を限定した説明であることに注意が及ばず、本来は非該当であるものを誤って該当であると判断してしまったり、また、それによって、本来必要ではない輸出許可申請を行ってしまったりする可能性があるかと懸念いたします。

運用通達解釈に対象外の規定があることを回答に追記することによって、「核原料物質」を含む貨物を取り扱う事業者が正しくQ&Aを理解し、輸出管理業務がより適正かつ合理的に行われるようになるものと思料いたします。

つきましては、本要望に沿ったQ&Aへの運用通達解釈の対象外の規定の追記に関しまして、ご検討を頂けますようお願い申し上げます。

以上